

広島民医連奨学金規定(医科・歯科・薬科)

広島県民主医療機関連合会(以下、広島民医連という)は、民医連綱領と県連長期計画に基づき、民医連医療活動に献身し、これを積極的に実践し、創造する医師、歯科医師、薬剤師の育成の為にこの奨学金規定を定める。

第1条 目的

民医連綱領と民医連の諸活動に賛同し、将来広島民医連に参加する意志のある医学生、歯学生、薬学生の学業を支援する事を目的にこの制度を設ける。

第2条 奨学生の任務

1. 奨学生は学業に専念し、新しい医学の成果に学び、将来の医師、歯科医師、薬剤師として必要な社会的、人間的成長のための努力をする。
2. 奨学生は、奨学生会議に参加する。
3. 奨学生は在学中、県連各院所の医師・歯科医師・薬剤師および職員との交流に努め、実習、県連・院所の行事(つどい・サークル活動等)に積極的に参加して民医連の医療活動について理解を深める。

第3条 奨学金の医科(基準コース、特別コース)、及び歯科・薬科コースの設定

1. 医科基準コース
 - ① 教養課程(1年生)の月額基準コースを8万円以内とする。
 - ② 専門課程の2年、3年、4年生の月額基準コースを9万円以内とする。
 - ③ 専門課程の5年、6年生の月額基準コースを10万円以内とする。
 - ④ 休学・留年した期間は支給しない。
2. 医科特別コース
 - ① 全課程を通じて、月額15万円とする。
 - ② 休学・留年した期間は支給しない。
3. 歯科・薬科コース
 - ① 教養課程(1年生)の月額基準額を5万円以内とする。
 - ② 専門課程の2年、3年、4年生の月額基準額を6万円以内とする。
 - ③ 専門課程の5年、6年生の月額基準額を7万円以内とする。
 - ④ 休学・留年した期間は支給しない。

第4条 手続き及び支給方法

1. 奨学生になろうとする時は、所定の申請書(基準コース、特別コース)に履歴書(写真添付)・小論文を添え、医学生は福島生協病院、広島共立病院の両病院長及び広島民医連医師医学生委員長と、歯学生は生協歯科ひろしま、生協さえき歯科、コープ共立歯科の各所長及び広島民医連歯科委員長と、薬学生は病院の薬剤部長又は保険薬局の代表取締役及び広島民医連薬剤薬局委員長と面談を行なう。面談後広島民医連奨学金貸与契約書と必要書類添付のうえ提出する。医学生は医師医学生委員長の推薦を受けて医師医学生委員会の審議を経て、歯学生は歯科委員会の審議を経て、薬学生は薬剤薬局委員会の審議を経て、理事会に提出し承認を受ける。承認後、奨学金は申請された月から支給を開始する。
2. 医科基準コースと医科特別コースの選択は、医学生自身の選択による。奨学生の中途からの変更も認める。

第5条 奨学金の返済及び免除

1. 奨学生が、広島民医連に参加する意志がなくなった場合、または理事会が奨学生を取り消した場合は、支給された奨学金は原則として直ちに返済する。
2. 医科基準コースの返済及び免除
 - ① 奨学生が広島民医連の院所に採用され、奨学金受給期間と同期間、広島民医連院所に勤務した場合に、奨学金の返済義務は消滅する。

- ② 医師初期臨床研修期間の2年間で退職した場合は、返済免除対象期間に含めない。但し、2年間終了後、広島民医連の病院・診療所に3年目以降を医師として勤務した場合は返済免除対象期間に含めるものとする。また、初期研修を他病院で行うが、後期研修を約束したものは、返済を保留とし、3年目以降より広島民医連で勤務することで返済免除が始まるものとする。
- ③ 奨学生であった医師が、受給期間と同期間勤務する前に広島民医連を離れる場合、残り期間の奨学金を返済するものとする。
- ④ 返済免除金額及び退職返済金額は総額分割方式とする。以下の算式で算出する。

$$\text{償還金額} = \frac{\text{貸与金額}}{\text{貸与月数}} \times (\text{貸与月数} - \text{就労月数})$$
 貸与月数休職期間は返済免除対象期間としない。
- ⑤ 休職期間は返済免除対象期間にしない
- ⑥ 初期臨床研修終了後、広島民医連外の医療機関で専門研修を行う場合、各専門医取得までの期間を返済免除猶予期間とし、専門研修期間終了後に広島民医連に帰任し、勤務開始から返済免除期間とする。但し、全日本民医連加盟事業所で専門研修をおこない研修終了後広島民医連へ帰任した場合は、専門研修を行った期間を、返済免除期間とすることが出来る。尚、この取り扱いについては、その都度、研修希望者と広島民医連にて協議決定する。

3. 医科特別コースの返済及び免除

- ① 奨学生が広島民医連の院所に採用され、奨学金を受給した期間の1.5倍の期間、広島民医連院所に勤務した場合に、奨学金の返済義務は消滅する。
- ② 医師初期臨床研修期間の2年間で退職した場合は、返済免除対象期間に含めない。但し、2年間終了後、広島民医連の病院・診療所に3年目以降を医師として勤務した場合は返済免除対象期間に含めるものとする。また、初期研修を他病院で行うが、後期研修を約束したものは、返済を保留とし、3年目以降より広島民医連で勤務することで返済免除が始まるものとする。
- ③ 奨学生であった医師が、受給期間の1.5倍の期間、勤務する前に広島民医連を離れる場合、残り期間の奨学金を返済するものとする。
- ④ 返済免除金額及び退職返済金額は総額分割方式とする。以下の算式で算出する。

$$\text{償還金額} = \frac{\text{貸与金額}}{\text{貸与月数} \times 1.5} \times \{(\text{貸与月数} \times 1.5) - \text{就労月数}\}$$

- ⑤ 休職期間は返済免除対象期間としない。
- ⑥ 初期臨床研修終了後、広島民医連外の医療機関で専門研修を行う場合、各専門医取得までの期間を返済免除猶予期間とし、専門研修期間終了後に広島民医連に帰任し、勤務開始から返済免除期間とする。但し、全日本民医連加盟事業所で専門研修をおこない研修終了後広島民医連へ帰任した場合は、専門研修を行った期間を、返済免除期間とすることが出来る。尚、この取り扱いについては、その都度、研修希望者と広島民医連にて協議決定する。

4. 専門医制度に基づく研修期間の返還免除に関する算定は以下の通りとする。

- ① 広島民医連の院所が基幹型のプログラムの場合は、すべての返済免除対象期間とする。
- ② 全日本民医連加盟事業所以外の基幹型プログラムの場合は、返済免除対象期間に含めない。但し、全日本民医連加盟事業所が連携プログラムに含まれる場合、その勤務期間は返済免除対象期間とする。ただし、専門医取得後は広島民医連の院所で勤務することとする。
- ③ 「上記②の場合」第5条2項③及び、3項③は返済を保留扱いとする。
- ④ 2020年3月に初期研修を終了する者から適用する。

5. 歯科・薬科コースの返済及び免除

- ① 歯科コースの奨学生が歯科医師として入職後2年以内に退職した場合は、返済免除対象期間に含まない。但し、2年間終了後、広島民医連の病院・診療所に3年目1年間を歯科医師として勤務した場合は返済対象期間に含めるものとする。
- ② 薬科コースの奨学生が広島民医連の院所に採用され、奨学金受給期間と同期間、広島民医連

院所に勤務した場合に、奨学金の返済義務は消滅する。

- ③奨学生であった歯科医師または薬剤師が、受給期間と同期間勤務する前に広島民医連を離れる場合、残り期間の奨学金を返済するものとする。

$$\text{償還金額} = \frac{\text{貸与金額}}{\text{貸与月数}} \times (\text{貸与月数} - \text{就労月数})$$

- ④休職期間は返済免除対象期間としない。

6. 2004年6月2日以前の規定で奨学金を受給した医学生については、広島民医連院所で医師初期臨床研修が終了し、次年度4月1日をもって引き続き広島民医連に参加の意志を表明した時点で医師初期臨床研修期間については遡って返済免除期間に加えるものとする。

第6条 貸付金について

1. 第3条1-④項、2-②項、3-④項の規定により、休学、留年等で奨学金の支給が停止された期間、奨学金基準コースの範囲内で貸し付ける事ができる。
2. その他、奨学生が勉学上必要な場合は、修学援助貸付金規定に基づいて申請することが出来る。
3. 貸付金は、修学援助貸付金借用申請書により行う。

第7条 奨学金基金

1. 医学生・歯学生の奨学金は、医学生・歯学生奨学金基金（以下、医科・歯科基金）から拠出する。
2. 薬学生の奨学金は広島民医連加盟薬局法人が拠出した薬学生奨学金基金（以下、薬科基金）をもって充てる。
3. 医科・歯科基金、薬科基金が年度内に不足する場合は、各構成法人からの繰り入れを持って充てる。
4. 繰り入れる額は、年度内必要額とする。
5. 各構成法人から繰り入れる基金の按分は、県連会費の按分率で行う。

第8条 返済金の繰り入れ

第5条による医学生、歯学生からの返済金は、医科・歯科基金に繰り入れる。薬学生からの返済金は薬科基金に繰り入れる。

第9条 本規定の変更は、県連理事会の決定を経て行う事ができる。

2003年4月2日理事会で改定、2003年4月3日から施行。

2004年6月2日理事会で改定、2004年6月3日から施行。

2008年12月3日理事会で改定、2008年12月4日から施行。

2011年7月6日理事会で改定、2011年7月7日から施行。（貸付金）

2011年12月7日理事会で改定、2012年4月1日から施行。（特別コース）

2012年4月4日理事会で改定、2012年4月1日から施行。（償還方法）

2012年5月2日理事会で改定、2012年6月1日から施行。（免除部分）

2012年10月3日理事会で改定 2012年10月1日から施行（契約書追加）

2017年1月4日理事会で承認 2017年1月1日から施行

2019年8月7日理事会で承認 2019年8月7日から施行

（医・歯・薬を統合、目的、奨学金の設定、手続き及び支給方法、返済及び免除、貸付金について、奨学金基金、返済金の繰り入れ方法について修正、追記）

2022年7月6日理事会で承認 2022年7月6日から施行（返済及び免除部分）